

【資料3】

パブリック・コメントの実施結果について

計画の名称 甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）

パブリック・コメントの実施期間 令和6年1月1日～30日

意見提出者 2名 17件

意見内容

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
1	89項	(3)地域生活支援の充実 表5-4 【本市の実績と目標値】 1段目 地域生活支援拠点等の設 置箇所数(圏域)	地域生活支援拠点等の設置箇所数(圏 域)を4箇所と記載してあるが、この 項目は拠点マネージャー(コーデ イナー)の配置事業所数を記載する ということによいのか。 「多機能拠点整備型」であれば理解 できるが、甲賀圏域は「面的整備 型」であるため登録事業者数を計画 値として設定する方がよいのではな いか。	89項	有	地域生活支援拠点等の登録事業者数として1段 追加します。(甲賀市内事業所数)

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
2	110項	(2)地域生活支援事業の利用見込みと確保方策 【見込み量の確保方策】 3行目	<p>「障がいのある人を支えるためには、その支援について家族や事業所への<u>専門的な</u>アドバイスやコンサルテーションのできる人材が必要です。その機能と役割を圏域の発達障害者認証ケアマネジメント事業等に位置づけを明確にしていくことを検討してきます。」とあるが、以下の3点の意見を含めて整理をお願いしたい。</p> <p>①対象像について</p> <p>「障がいのある人を支える」という「発達障がい」という切り口に限らない大きな概念を対象とすることに対して、発達障害者認証ケアマネジメント事業に位置づけることは誤解を招くのではないか。</p> <p>※実施要綱では、第3条 この事業の対象となる者は、市内に居住する者であって、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条に規定する発達障害のある者(以下「対象者」という。)とある。</p>	110項	有	<p>この項目では、「障がいのある人を支える」という広い切り口であり、ご意見のとおり、誤解を招く表現であるため該当箇所からは削除します。</p>

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
			<p>②発達障害者認証ケアマネの現状について(甲賀圏域)</p> <p>発達障がいのある方の生活上の困難さは、自己理解や他者理解のみならず生活困窮や社会的孤立の状態にある等の多岐にわたる。容易に解決されるケースばかりでないため、個別対応を継続(伴走)している現状がある。関わるケース数は増えることはあっても減ることは少ない(ケース対応数などは年度報告)。この状況を理解した上での検討が必要である。</p> <p>③コンサルテーションの機能について</p> <p>①・②に加え、福祉人材不足の現場環境の中では認証ケアマネだけで十分なコンサルテーション機能を果たすことは非常に困難である。またコンサルテーション機能に求められる「専門的なアドバイス」というものをどのように評価し、保障するのか。受け手側との価値観の相違や支援が長期化する場合もあるため、一定の指標が必要ではないか。 -3-</p>			

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
3	50項	基本方針1	包括的相談支援はどこにあるのかわからない。	50項	無	従来通り、高齢・障がい・生活困窮・子育て等の分野別に相談窓口を設けております。包括的相談支援は、分野や属性を問わず、丸ごと受けとめる庁内体制をいいます。
4	50項	基本方針2	療育の支援が遅かった。もっと早く対応してほしい。	50項	無	乳幼児健診、巡回発達相談や園、子育て支援センターなどで、発達の課題のある幼児については、相談事業、障害児福祉サービスを紹介し、支援につなげる形をとっています。更に発達の課題を早く見つけるために、職員のスキルアップに努め適切な時期に対応します。
5		基本方針4	障がい者の社会参加の情報が少ない。またどこで発信されているのか不明。	50項	無	情報の提供については、様々な機会を捉え、市広報やホームページなどで広く周知するよう努めます。
6		基本方針5	地域ぐるみの防災と明記されているがどんなことをしているのか。	50項	無	対象となる人たちへ避難行動要支援者同意者名簿への登録を推進し、個別避難計画策定への支援等を実施しています。また、警察や消防、区・自治会、民生委員・児童委員等へ避難行動要支援者同意者名簿をお渡ししています。地域ぐるみで防災に取り組んでいただけるよう、ご近所福祉推進協議会や社会福祉協議会と連携し、出前講座や個別避難計画策定、マイ・タイムライン作成の支援等を実施しています。

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
7	51項	計画策定の4つの視点	(1)※印中の「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」はどこでできるのか周知がされていない。	51項	無	障がいのある方の相談については、一般相談を委託相談として事業所に委託し実施しています。 周知については、市広報やホームページなどで広く周知するよう努めます。
8			(2)災害時の地域共生社会の実現の具体策は？	51項	無	誰ひとり取り残さない防災を目指して、災害時に特に配慮や支援が必要な医療機器使用者や重度の精神・身体障がい者には福祉専門職等が中心となり地域の方々と共に、災害に備える体制づくりをしています。
9	58項	(2)地域生活への支援やサービス	【現状と課題】6行目 専門員の不足⇒解決できるのか？	58項	無	相談専門員をはじめとする福祉人材の確保・定着については重点的な取り組みが必要だと感じております。 人材確保事業や労政分野の就労支援事業と連携を図り、人材確保に努めます。
10	59項	⑥障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応	具体的に何を整備していくのか。 それによってどのような効果が期待できるのか知りたい。	59項	無	本人や、介護する人の高齢化が進む中、相談や緊急時の受け入れなどに対応できるよう地域生活支援拠点等の面的整備を進め、地域生活支援拠点等の登録事業所の増加のための取り組みを推進していきます。 地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを進めています。

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
11	62項	【施策の方針】 ①早期からの適切な支援	具体的に何歳からOKなのか。 私たちは支援を3歳以上といわれた ことがある。そのため地域療育が遅 くなった。	62項	無	発達の課題と保護者のニーズがあった場合、0 歳児から児童発達支援サービスを受けることが 可能です。支援の必要性に気づき、切れ目のな い支援を受けられるような体制をとっていき るよう努めています。
12	63項	【市民の取組】 ○乳幼児健診を必ず受診 しましょう。	乳幼児健診はメンタルが落ちている ときに行きづらい。	63項	無	受診の方法や時期については、保護者の方やお 子様の状態に応じて対応していますので担当課 へご相談ください。
13	80項	【主な成果指標】 障がい者理解、差別解 消、虐待防止に関する市 民向け人権研修の開催数	研修回数が1回と少なく感じる。	80項	無	成果目標としては、研修の開催数を挙げていま すが、その他にも出前講座や様々な機会を通じ て啓発に努めています。
14	83項	①避難行動要支援者支援 事業(啓発普及、避難行動 要支援者関連情報の整 理、訓練等の実施等)の推 進	災害時要支援者避難支援計画(個別計 画)とは何のことですか。	83項	無	「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」 とは、避難行動要支援者それぞれに応じた避難 時に必要な支援(支援者や役割分担、避難経 路、避難先等)をまとめた計画です。 区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員 の協力のもと作成に努めています。また、作成 の優先度が高い障がい児・者や高齢者につい ては、行政や医療専門職が作成します。
15	86項	1)~7)	7点の成果目標に具体性が見えな い。 わかりづらい。	86項	無	それぞれの成果目標については、87ページ以降 に記載しております。

通し 番号	ページ (意見照 会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する市の考え方
16	92項	(6)発達障がい者等に対する支援	ペアレントメンターの育成、ピアサポートの人員確保は具体的にどうするのか。	92項	無	令和5年度に甲賀市ペアレントメンター家族支援事業実施要綱を作成し、相談、普及啓発、フォローアップ事業を進めつつあります。ピアサポートは滋賀県に登録された滋賀県のペアレントメンターの相談を想定していますが、今後、保護者学習会などお互いに支えある関係の構築を目指しています。(ペアレントメンターについては、発達障がいの子どもさんをお持ちの方で、滋賀県が主催するペアレントメンター養成講座を受講し、ペアレントメンターとして滋賀県に登録されています。)
17	104項	【現状と課題】	送迎課題の解決策はどうするのか。	104項	無	引き続き、送迎を行っている事業所に対して送迎加算を行いながら、福祉側の支え手の確保に努めます。